

別記
第1号様式（第14条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 府 知 事	令和5年7月31日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 亀岡市安町野々神8番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 亀岡市長 桂川 孝裕
環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム の 名 称	亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントシステム（独自のシステム）
適 用 範 囲	本市の事務・事業に携わる職員及び常駐の委託業者（市立病院を除く）
導 入 年 月 日	平成24年4月
認 証 番 号	
基 本 方 針	亀岡市役所では、事務・事業における環境への影響に配慮し、自然と共生した持続可能な社会の実現のため、環境にやさしい取り組みを定め、地球温暖化対策を推進する。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	2013（平成25年）年度を基準として2030（令和12年）年度までに市の事務・事業における温室効果ガス排出量を50%削減する。
目標を達成するための取組の内容	<ul style="list-style-type: none">・市の事務・事業におけるエネルギー使用量の削減・省エネルギー・新エネルギー設備の導入・エコドライブの実施・ごみの排出量の削減
目標を達成するための取組の進捗状況	温室効果ガス排出量のうち、電力の使用は47%程度、廃プラスチックの焼却では42%程度を占めているため、次の2点を改善することが重要となる。 ① 各公共施設において再生可能エネルギー設備（自家発電）の設置を促し、電力会社から購入する電気の量を削減すること。② ごみの分別を高度化（プラ新法への対応）することによって、廃プラスチックのごみの量を削減し、焼却量を減らすこと。が挙げられる。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	計画どおりに取り組むことができている。
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規については遵守されており、これまで違反及び行政当局からの指摘はなかった。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	環境マネジメントシステムの評価及び見直しについては、年1回実施している。前年度において、現行の目標及び取組内容により一定の成果が見られたことから、今年度も同一のシステムにより運用することとした。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。